

## 第 49 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 26 年 6 月 16 日（月） 15 : 15 ～ 15 : 45

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村部会長、中島部会長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省大臣官房審議官（統計局担当）、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- （1）統計法の施行状況について
- （2）平成 25 年度統計法施行状況の審議の進め方について
- （3）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第49回基本計画部会を開催いたします。

本日は、北村委員、中山委員が御欠席です。

本日、第76回統計委員会において、総務大臣から御報告がありました「平成25年度統計法施行状況報告」について、基本計画部会に付託されましたので、今回、基本計画部会を開催することとなりました。

また、本部会の部会長は私が務めることとなっておりますので、私が議事進行いたします。

まず、部会長代理については、統計委員会令第一条第五項に「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と規定されています。

そこで、私からは、中島委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** では、ただいま配りましたお手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日の議事は、（１）として統計法の施行状況について、（２）として平成25年度統計法施行状況に関する審議の進め方について予定しております。

配付資料は２つです。議事の（１）に対しては、資料１の「統計法の施行状況について（報告）」となりますが、統計委員会の資料と同じものですので、先ほどの統計委員会で用いました資料１を御覧願います。

また、議事の（２）に対しては、資料２「平成25年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について（案）」を用意しております。

私からは以上です。

**○西村部会長** それでは、議事に入ります。

まず「平成25年度統計法施行状況報告」について、総務省から、主なポイントを中心に概要の説明をお願いいたします。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** それでは、説明いたします。

ただいま御紹介がありましたように、施行状況報告本体は先ほどの委員会資料の１となっておりますので、その報告と、席上配付資料となっております「平成25年度統計法施行状況報告の概要」という資料、この２種類で報告いたします。

まず、施行状況報告の概要という席上配付資料の１枚表紙をおめくりいただきまして、１ページ目です。

施行状況報告は、既に御承知のとおり、統計法第55条の規定に基づき、各府省における取組状況、法の施行状況を総務省において取りまとめたものです。

これは新法の全面施行が行われました平成21年度の報告を22年度に取りまとめる形で、以降、毎年度報告を取りまとめているところです。

今回は、５回目になります。

その流れですが、この下の図にありますように、法第55条第２項の規定に基づきまして、総務省で取りまとめた資料を例年ですと６月頃、昨年は第Ⅱ期基本計画の策定に向けた審議に対応するため、基本計画部分は１カ月前倒しして５月17日に、また、残りの部分

を合わせました全体版を6月21日に報告、公表しております。

公表につきましては、私ども総務省のホームページ及び記者発表を通して、広く国民に周知しております。

この報告を受けまして、統計委員会で、その後、審議していただくということになります。これは法第55条第3項に基づく審議です。

今回は、その審議結果を統計行政の更なる推進ということで、基本計画の推進等に役立てていただくということになっております。

それでは、申し訳ございませんが、資料1の施行状況報告本文の「はじめに」というところを御覧願います。

1ページ目です。

1ページ目のところの「なお、」というところ以下にありますように、この報告の構成は「本編」という基本計画の推進状況に始まりまして、各種統計の作成状況、調査票情報の利用状況など、条文ごとに概括した形で記述しております本編と、それから、基本計画、現在、平成25年度分は第Ⅰ期基本計画になりますが、第Ⅰ期基本計画に掲載されました別表の個々の施策の課題ごとに各省の取組状況を取りまとめたもの。そして最後に資料編として、理解に必要な資料を掲載するという3編構成となっております。

おめくりいただきますと、以下、目次がありますが、本編につきましては、ここの目次、2ページのところにありますように、基本計画の推進体制、取組状況から始まりまして、大きいローマ数字でいきますと、公的統計の作成ということで、基幹統計、一般統計それぞれについての取組、そして地方で実施しております統計調査、これは政令で定めるところでは都道府県及び政令指定都市となっております。

それから、事業所母集団データベースの取組、統計基準の設定といった形で条文ごとに記述が進んでおります。

3ページにありますように、Ⅲで「調査票情報等の利用及び提供」といった新法の規定以降つくられました匿名データであるとか、オーダーメイド集計といった取組を記述した上、大きなⅣとしまして「統計委員会」、そして「その他」の情報という形で記述しております。

お手数ですが、もう一度概要資料に戻っていただきまして、2ページ以降でただ今の目次で確認していただきました内容についてのポイントだけ報告したいと思います。

2ページですが、ここにありますように、2つ目の矢印のところですが、平成25年度報告につきましては、第Ⅰ期基本計画の最終年度ですので、同計画の別表に掲げました各事項について、昨年度と同様に「実施済」「継続実施」などと区分して、その進捗状況を整理しております。

これによりますと、ここのグラフにもありますように「実施済」が約6割強、これは初期の目的を達成したと考えられるものです。

中には、更なる充実・発展ということで第Ⅱ期基本計画に引き継がれている課題もあり

ます。

また、継続実施というのは、毎年度、継続的に取り組むべき事項とされており、リソースの確保や人材育成というところです。

これも第Ⅱ期基本計画に引き継がれている部分があります。

それから「実施・検討予定」というところが6.6%ありますが、これにつきましては、第Ⅰ期基本計画で掲げられた課題ではありますが、例えば08SNAの対応であるとか、基幹統計化に対応する課題、例えば現在推計人口、サービス産業動向といったような部分につきましては、引き続き第Ⅰ期基本計画期間中に結論が得られなかったため、引き続きの検討を進めるということになっております。最後に「実施困難」ですが、これにつきましては、例えば、学校関係の統計調査の中に心のケアの問題についても把握すべきではないかというような課題が第Ⅰ期基本計画でありました。

これについては、文部科学省で、さまざまな専門的な検討を行ったところ、今、全学校で対応すべき状況にないという報告があり、それを昨年度までの審議の中で、実施困難とすることは妥当とされた事項、それからもう一つが専門家集団という形で各府省の統計の作成を支援するために、各省から人を出して、専門家の集団をつくって、それでやればどうかという課題がありました。

これにつきましては、いろいろなニーズであるとか、対応するリソースの状況等について、各府省一体となった検討を進めたところですが、各府省では、調査を新規に設定するあるいは見直しする際には、有識者の方を含めた研究会等を開催して対応している場合が多くなっております。

それから、人材につきましても、人事交流等で一定期間、人を異動させてというようなケースで対応していることもあります。

さらには、再任用職員等の活用等も行われているというようなことで、なかなか専門家集団を編成するまでのニーズがないというようなことがありまして、昨年度までの審議で実施困難もやむを得ないと御判断いただいているところです。

そういった事項を整理いたしますと、91.8%につきましては「実施済」「継続実施」となっております。ちなみに平成24年度末は、80.6%となっておりますので、10ポイントほど増加したというところです。

平成25年度の主な取組としましては、この下の枠囲みの中に書いてありますように、例えば、国民経済計算の平成17年基準の遡及推計につきましては、従来、平成13年以降という形で行われておりましたが、これを平成6年以降に拡大するという取組が行われております。

また、次の〈経済・社会の環境変化への対応〉につきましては、純粋持株会社、多様化する企業組織であるとか、企業活動の実態を明らかにするという観点から、純粋持株会社の実態調査について約500社を対象に新たに実施するという取組が行われております。

また、統計データの有効活用の推進につきましては、国勢調査に係る匿名データの提供

を開始いたしまして、平成17年次分の提供を新たに開始しました。

それから、農業経営統計調査に係るオーダーメイド集計、これは平成20年～23年次分ですが、それにかかわるオーダーメイド集計を開始したというような取組が行われております。

次のページですが、ただ今説明しましたように、平成25年度の取組状況を今回の報告に盛り込んでおりますが、これまでの推進状況につきましては、一昨年度の統計委員会における施行状況審議において、一部触れましたように、網羅的な精査を実施し、実施済みが妥当といったような形での整理が進められてきたところです。

そのような状況も踏まえまして、平成25年度の報告では、平成24年度までの取組で既に「実施済」あるいは「継続実施」等と整理された上で、平成25年度に特段の措置を講じていないというような事項につきましても、参考までに過去の取組状況を記載しております。

参考までにとということで、少し御覧いただければと思いますが、報告の本文の30ページ、31ページという【別編】の部分の冒頭を御覧願います。

ここで、31ページの上から3つまでは白抜きで通常の明朝体で記載している部分です。この部分については、平成25年度の取組の報告を受けたものをまとめたものです。

その下に、網掛けが入って、さらに斜体文字で記載した部分があります。これにつきましては、昨年度までの審議で「実施済」が妥当と判断いただいている部分を参考までに記載しているというようなところです。

以降、この別編部分については、全てこのような形での記載になっております。

また概要資料に戻っていただいて、3ページですが、実施予定の主な事項としまして、この上からやや下のほうにかけて記載しておりますが、この中で、例えば、既に平成25年度で取組が終わって、更に第Ⅱ期基本計画にも記載がないというのは、例えば【国民経済計算関係】の2つ目のところの「家計消費状況調査の調査項目の拡充等の検討」、これにつきましては、平成27年1月調査分から調査項目の追加等を計画しているという報告で、実施済みとなっておりますが、この点につきましては、第Ⅱ期基本計画には更なる充実等は盛り込まれていないという部分です。

また【環境統計関係】の再生可能エネルギー、それから【基幹統計関係】の一番下ですが「製造業の生産動態統計に関する用語等の統一」等のところにつきましても、実施済みということで、第Ⅱ期基本計画には、特段の記述がないところです。

一方で、先ほど少し紹介しました「長期遡及推計の検討」で、平成6年次までは遡ったと説明いたしましたが、第Ⅱ期基本計画におきましては、更に長期の遡及推計を検討すべきではないかといったようなことが盛り込まれております。

【教育統計関係】それから【行政記録情報関係】についても同様です。

以上のように、今回の計画というのは、第Ⅰ期基本計画と第Ⅱ期基本計画の橋渡しをするような形での報告になっているというところです。

最後になりますが、4ページですが、ここでは簡単に公的統計の作成方法ということで、

基本計画以外の部分、施行状況報告の審議の対象は、基本計画部分のみならず、公的統計の作成、提供に至る部分も対象になります。その部分についてのポイントです。

ここでは、まず、作成関係では、平成25年度に実施された基幹統計調査の実施件数は41件ということで、平成24年度より5件増えておりますが、これは住宅・土地統計調査、地方公務員給与実態調査等周期で実施される統計調査がありますので、その部分で増えたものです。

また、一般統計調査につきましても、周期的に行われているもの、また時代の変化等に応じて、見直しを行っている関係で、実施件数は昨年度の205件に対して191件ということで、若干の減少になっております。

次に、オーダーメイド集計、匿名データといった新法施行後、新たに組み込まれております「調査票情報等の利用及び提供」でございますが、まず、オーダーメイド集計につきましては、平成24年度は24調査、155年次分の対象統計が平成25年度末で26調査、203年次分ということで、順次、年次拡大が進んできている状況です。

一方の匿名データにつきましては、これは作成に手間がかかることや、また、事業所・企業系の統計調査では、なかなか対応が難しいというようなこともありまして、昨年度末の6調査、36年次分から若干増えまして、7調査、40年次分といった調査が利用可能になっているところではあります。

最後の部分の「統計委員会」のところでは平成24年度に対しまして、平成25年度は審議会等の開催回数が増えておりますが、これは第Ⅱ期基本計画の策定に向けた各種の審議や多数の諮問審議が集中したことによるものです。

以上、簡単ですが、概要を説明いたしました。

**○西村部会長** ありがとうございます。

後ほど御決定いただく審議の進め方について、今後、この基本計画部会において、審議時間を設けて御議論いただくことになっておりますが、現時点で確認しておきたい事項があれば、お願いいたします。

それでは、先に進みたいと思います。

次の議題です。

今後、本日、御報告いただいた内容を踏まえ、平成25年度の統計法施行状況に関する審議を行っていくこととなります。

今年度の審議では、第Ⅰ期基本計画の計画期間の最終年度である平成25年度に各府省が統計法に基づき取り組んだ内容のほか、第Ⅱ期基本計画において、統計委員会が重点的に実施するとされた事項についても審議したいと考えております。

この考えに基づいて、今後の審議の進め方を用意しましたので、事務局から説明をお願いします。

**○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長** それでは、資料2の「平成25年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について（案）」について、説明申し上げます。

まず、1の「審議の視点」ですが、平成25年度施行状況報告に掲げられた各府省の取組状況の確認を通じて、基本計画に掲げられた取組の一層の充実を図るとともに、公的統計の体系的整備の推進を図るというものです。

それから、2の「審議の対象・方法」ですが、これは、今、西村部会長がおっしゃったとおり、大きなものが2つあります。1つは「(1)第Ⅰ期基本計画の施行状況報告」、これは従来も行ってきたものです。3行目の「したがって」というところから書いてありますが、平成24年度施行状況に関する審議結果のうち、①平成25年度末までに実施予定とした事項及び②第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項、そのうち各委員の意見を踏まえて審議すべきとされる事項に限りませんが、これを対象に平成25年度における取組状況を確認して、改善の余地等を検討するという形です。

それから「審議の対象・方法」の2番目のものが「(2)第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項」です。

これは4つありますが、そのうち大きいものは2つ、その文中の①と②です。

①が、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に確認すること。②統計委員会の答申に示した「今後の課題」に係る対応状況をフォローアップすること。これが統計委員会の新たな役割として盛り込まれております。

ただ、これは今年度でこれらを全て終わらせるというわけではありません。5年間の基本計画の期間内にこれを実施するということになります。

この2つのほかに、③統計調査の実施現場の現状把握、④府省横断的な統計上の課題に関する研究や学会等との連携強化方策についての検討というものも挙げられました。

ただ、これら③④については、基本計画部会で審議するという性質のものではないので、個別に対応していきたいと考えております。

2ページ目に行きまして、ただ今「審議の対象・方法」について、大きなもの(1)(2)の2つを御説明しましたが「(3)その他」として、もし他に何かありましたら、審議対象事項を選択した上で、効率的に確認・検討するというところで考えております。

次に「3 審議の手順」です。

従来は、6月に報告を受けて、9月頃に審議結果をまとめる形でしたが、今回は新たな役割、先ほどの(2)が加わっているので、審議期間を平成27年3月までと考えています。

これにつきましては、3ページ目のスケジュールと併せて御覧ください。

まず「(1)第Ⅰ期基本計画の施行状況報告」、これが通常行っていたものですが、本日、総務省から報告を受けましたので、これから委員の御意見を踏まえて、各府省からどういうことをヒアリングするのかという項目やポイントを絞り込んでみます。

その上で、基本計画部会において、関係府省から説明を求めるなどして、議論して、9月頃に報告の取りまとめを行いたいと考えています。

次に「(2)第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項」については、今回が初めての取組であることから、どのように取り組むべきか、まだ明確になっていな

いところがあります。

そこで、委員に、まず、取組方針を御検討いただき、10月頃からこの事項についての確認及びフォローアップを行って、3月頃に審議結果報告を取りまとめるスケジュールを考えております。

私からは以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村部会長 では、今後の審議の進め方については、案のとおり御了解いただいたという形にしたいと思います。

今後は、これに沿って審議を進めていきたいと思っております。

皆様、よろしくお願いいたします。

さて、本日予定された議事は終了いたしましたので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

先ほど了承いただきました「審議の進め方について」に沿って、審議を進めていくこととなりました。

まずは「3 審議の手順」の(1)に記載されている第I期基本計画の施行状況報告について、委員の皆様の意見を踏まえて、各府省からの聴取項目・ポイントの絞り込みを行っていききたいと思います。御意見を伺う具体的な手段については、事務局を通じて連絡しますので、よろしくお願いいたします。

また、各府省や地方公共団体におかれましては、今後、基本計画部会の審議において、施策の取組状況の説明や御意見の聴取など、御協力をお願いすることが出てくるかと思っております。その際には何とぞ御協力いただきますようお願いいたします。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせいたしますが、7月14日月曜日、15時から、本日と同様にこの会議室、中央合同庁舎第4号館全省庁共用1208特別会議室において開催いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。